

亀山市文化振興ビジョン
改定版

文化振興により
めざすまちの姿

文化振興の基本方針

いせのくに亀山・文化創造都市
〈「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展〉

だれもが輝くクオリティ・オブ・ライフ

文化による
創造と
交流のまち

個性を
生かした
魅力
あふれるまち

次世代を
育み
継承するまち

文化振興のための施策

<p>(1) 文化芸術の振興と 市民文化活動の活性化</p>	<p>①文化芸術の振興 ②優れた文化芸術に触れる機会の提供 ③文化芸術活動の成果を発表する機会の提供 ④文化団体、文化ボランティアなどの育成と活動支援 ⑤文化芸術を担う人材の育成 ⑥スポーツ文化の浸透</p>
<p>(2) 文化交流の促進と 知の拠点の整備充実</p>	<p>①世代間交流の促進 ②地域間交流の促進 ③多文化共生の推進 ④知の拠点機能の整備充実 ⑤身近な文化芸術活動の場の提供 ⑥知の拠点のネットワークづくり</p>
<p>(3) 歴史文化遺産の 保存と活用</p>	<p>①文化財などの適切な保存及び活用 ②歴史的なまちなみの保存 ③歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進 ④市民ぐるみによる歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進 ⑤歴史文化遺産から文化を発信する</p>
<p>(4) 伝統芸能の継承と活用</p>	<p>①伝統芸能の保存、継承 ②伝統芸能の後継者の育成 ③伝統芸能の公開</p>
<p>(5) 文化的な景観の保存</p>	<p>①景観の保全、整備の推進 ②地域における環境意識を高める取り組みの推進 ③地球環境に配慮した文化活動の推進</p>
<p>(6) 次世代を担う人づくり</p>	<p>①学校における文化芸術鑑賞機会の充実 ②創作・鑑賞活動の充実 ③郷土学習の充実 ④家庭教育における文化芸術の振興</p>
<p>(7) 生活文化の充実</p>	<p>①暮らしに根づいた文化の推進 ②食文化の継承、創造 ③健康文化の推進</p>
<p>(8) データベース化と 情報発信</p>	<p>①情報通信ネットワークを利用した文化情報の発信 ②文化活動情報の共有体制の構築 ③地域の文化資産のデータベース化と活用</p>
<p>(9) 文化と産業経済の融合</p>	<p>①文化関連産業の育成 ②文化を生かした産業経済活動 ③まちづくり観光の推進</p>

文化のみえる化
プロジェクト

「かめやま文化年」
プロジェクト

「歴史的風致
のまちづくり」
プロジェクト

「未来に羽ば
たく人づくり」
プロジェクト

目次

第1章 文化振興ビジョンの改定にあたって.....	1
1. 計画改定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画期間.....	2
第2章 ビジョンの基本方向.....	3
1. 文化振興によりめざすまちの姿.....	3
2. 文化振興の基本方針.....	4
① 文化による創造と交流のまち.....	4
② 個性を生かした魅力あふれるまち.....	4
③ 次世代を育み継承するまち.....	5
3. 文化力で地域づくり.....	6
第3章 具現化に向けて.....	8
1. 文化振興のための施策.....	8
(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化.....	9
(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実.....	11
(3) 歴史文化遺産の保存と活用.....	13
(4) 伝統芸能の継承と活用.....	15
(5) 文化的な景観の保全.....	16
(6) 次世代を担う人づくり.....	17
(7) 生活文化の充実.....	19
(8) データベース化と情報発信.....	21
(9) 文化と産業経済の融合.....	22
2. 文化のみえる化プロジェクト.....	24
(1) かめやま文化年プロジェクト.....	25
(2) 「歴史的風致のまちづくり」プロジェクト.....	26
(3) 「未来に羽ばたく人づくり」プロジェクト.....	27
第4章 ビジョン推進のために.....	28
1. 推進体制と進行管理.....	28

巻末資料.....	29
（１） 亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会要綱.....	30
（２） 亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会 委員名簿.....	32
（３） 改定の経過.....	32
（４） 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第４次基本方針）の抜粋.....	33
（５） 用語の解説.....	39

第1章 文化振興ビジョンの改定にあたって

1. 計画改定の背景と趣旨

亀山市においては、本市の文化振興の基本的な考え方や文化政策を実施するための施策を体系的にまとめ、効果的に推進するため、平成23年3月に「亀山市文化振興ビジョン」を策定し「いせのくに亀山・文化創造都市～「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展～」というめざすまちの姿の実現のため、さまざまな具体的方策を展開してきました。

市内においては、3年に一度を目途に全市的に文化に関する取り組みを行う「かめやま文化年プロジェクト」をスタートさせ、1年を通じたさまざまな文化事業の展開や、亀山市文化大使による市内外での活動及び情報発信により、多くの人々が亀山の文化を再認識する契機となりました。文化芸術活動の拠点である文化会館では、さまざまな自主文化事業が開催されており、市民が優れた文化芸術に触れる機会を創出しています。さらに、亀山市芸術文化協会を中心にさまざまな団体が活動を行うほか、現代アートやミュージカルといった新たな創造活動も生まれるなど、市民レベルでの文化芸術活動の活性化が図られています。

国においては、平成25年に第32回オリンピック競技大会(2020/東京)の開催が決定され、文化プログラムへの関心が高まる中で、平成27年5月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の「第4次基本方針」が策定されました。また、平成29年6月には、国の文化芸術の基本理念や施策の基本事項について規定する「文化芸術基本法(平成13年法律第148号)」が改正されました。

県においては、「三重の文化振興方針」策定(平成20年3月)後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化をふまえ、広域自治体としての県の役割を整理し、今後の文化振興施策の方向性を示すため、平成26年11月に「新しいみえの文化振興方針」が策定されました。

こうした状況にあって、本市では平成29年4月から「第2次亀山市総合計画」をスタートし、「市民力・地域力が輝くまちづくり」を基本方針にさまざまな施策を展開しています。「第2次亀山市総合計画」との整合を図るとともに、本市の文化振興の基本的な考え方や文化政策を実施するための施策を体系的にまとめ、効果的に推進するため、「亀山市文化振興ビジョン」を改定しました。

2. 計画の位置づけ

本ビジョンは、「第2次亀山市総合計画」を上位計画とし、市政に幅広く文化振興の視点を取り入れて推進していくために、文化政策の方向性を体系化して示した、文化政策分野にかかる計画です。

3. 計画期間

「第2次亀山市総合計画」の前期基本計画の計画期間と合わせ、当初の期間を1年延長し、平成33年度までを計画期間とします。

ただし、この期間中、新たな課題や社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

	H23	～	H29	H30	H31	H32	H33
文化振興ビジョン (改定版)							
第2次亀山市 総合計画 (前期基本計画)							

第2章 ビジョンの基本方向

1. 文化振興によりめざすまちの姿

亀山市は、古代から、大和・近江と東国をつなぐ要所として栄え、江戸時代には、東海道とともに亀山宿、関宿、坂下宿の宿場町が整備されました。伊勢別街道が分岐する関宿の東の追分には、伊勢神宮を参拝するための「一の鳥居」が今でも残り、おかげ参りなどでは全国各地から多くの人々が往来し、伊勢国の玄関口としての性格を併せ持っていました。現代においても、主要な高速道路のジャンクションが整備され、広域幹線道路との結節点となるなど道路交通の要衝となっています。

また、鈴鹿山脈、鈴鹿川、棚田、里山などの美しい自然環境やまちの景観は、長年にわたって大切に守られ、地域の個性として育まれてきました。さらに、亀山茶、ろうそくなどの地場産業にも、地域に根ざした文化をみることができず。

一方、市民活動においても、以前から協働事業提案制度などの支援制度を活用し、様々な市民活動が展開されるとともに、平成25年度からは新たに市民活動応援制度をスタートさせ、市民活動の更なる活性化が図られています。

このような状況の中、これからの文化政策は、これまで培われてきた伝統の文化を継承・発展させるとともに、さらに磨きをかけることによって、それらの輝きが個性を持ちながらも、調和し、高め合い、魅力ある文化を創造していくよう、進めていくことが重要です。

そして、子どもから高齢者に至るすべての人が、文化によって心豊かな生活を営むことができ、幸福を実感することができる「クオリティ・オブ・ライフ（暮らしの質）」の高いまちをめざして取り組みを進めることが必要です。

このような考え方から、文化振興によりめざすまちの姿は、『いせのくに亀山・文化創造都市～「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展～』とします。

いせのくに亀山・文化創造都市
～「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展～

2. 文化振興の基本方針

文化振興によりめざすまちの姿である『いせのくに亀山・文化創造都市～「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展～』の実現に向け、次の3つの基本方針に基づいて取り組みを進めます。

① 文化による創造と交流のまち

亀山市では、市民や市民活動団体による文化芸術をはじめ、幅広い文化活動が活発に行われており、その活動によって、地域の文化が形成されてきました。

今後は、地域の文化を支える文化活動が、より多くの市民の中に広がり、新しい文化が生み出されるような創造性のあるまちづくりに取り組みます。

また、文化活動の状況や活動成果の発信や、市民や市民活動団体同士が交流することは、地域の文化への興味と理解を深め、誇りと自信を高めるとともに、活動の活性化につながります。さらに、他の文化と刺激し合い、評価を受けることによって、地域や市域を越えて文化交流が盛んになります。

このようなことから、地域の文化を支える市民や市民活動団体の活動を支援するとともに、情報通信技術やマスメディアなどの活用を通じて亀山市の文化の発信、交流の推進に取り組みます。

② 個性を生かした魅力あふれるまち

亀山市は、東西文化が交差し、長い年月をかけて、豊かな歴史、風土を形作ってきました。現在も、まちの各所には、美しい自然環境や景観が大切に残されています。

それら、歴史、風土や自然環境、景観などによって培われてきたこの地域固有の文化は、都市としての個性であり、まちの強みです。

これらの個性は、まちに住む人にとっては、誇りや愛着を高める要素であり、まちの外から見ると、亀山市を訪れてみたいという気持ちを引き起こす都市としての魅力です。

こうした貴重な歴史、風土や自然環境、景観という個性を、すべての市民が誇りと喜びをもって守り、生かし、引き継いでいくとともに、さらに今後は、産業や観光、教育、健康などのさまざまな政策分野に文化の視点を取り入れて、魅力あふれる文化的アイデンティティ[※]の確立に取り組みます。

③ 次世代を育み継承するまち

伝統の文化を守り、継承するとともに、伝統の文化を創造の文化に活かし、発展させていくためには、文化の担い手となる人づくりが大切です。

亀山市の文化は、市民、市民活動団体などの主体的な活動によって、創り、育て、守られてきました。これからも、文化の担い手として、多様で魅力的な文化活動を実践する人材や団体の育成、優れた芸術家などが各方面に育つような環境づくりなどを充実させ、文化を担う人づくりを進めます。

そして、次世代の担い手である子どもたちへと、文化のバトンを確実に受け渡すことができるよう、さまざまな文化に触れる場づくりを進めるとともに、創造性や感性を育む教育を充実させ、まち全体で次世代を育み、文化の継承に取り組みます。

3. 文化力で地域づくり

市総合計画では、「市民力・地域力が輝くまちづくり」という考え方を基本方針に、市民・団体・地域・事業者など亀山市に関わるすべての主体がそれぞれの持つ力を連携・協働して、市民と地域の持つ力を生かし、輝かせるまちづくりをめざしています。

市民がこのまちに住んで良かった、いつまでもこのまちに暮らし続けたいと感じるためには、文化が人や社会に作用する力、いわゆる文化力そのものを高め、その文化力で地域を元気にすることが必要です。

○市民力

文化活動の主体は市民です。既成の文化だけでなく、新しい分野の文化活動に取り組む市民活動団体もあり、自由で自主的な文化活動は、一人ひとりの感性や創造性を高めるとともに、生きがいや潤いを持って充実した毎を送るための根源となっています。これらの文化活動は、大切な輝きとして尊重されるものであり、それぞれの活動を支えている市民の力は、まちづくりの原動力です。

○地域力

地域には、自治会や地域まちづくり協議会、学校や各家庭など、さまざまな単位が存在し、独自の歴史と伝統ある祭りなど固有の文化が息づいています。これらは、人と人を結びつけ、相互に理解、尊重し合う土壌となるものであり、重要な地域の力となっています。これらを生かして、地域の力を向上させていくことが必要です。

○文化力

文化には、人をひきつける魅力や地域を元気にして市民の暮らしをより良くする力があります。

行政は、市民力で地域力が効果的に発揮されるように、地域経営という観点を持ちながら、市民が主役のまちづくりの調整・支援役となり、伝統の文化と創造の文化が調和・発展するまちをめざして、文化政策を展開します。

さまざまな政策分野に文化の視点を取り入れることにより、亀山市の文化力が高まるとともに、地域の絆が強まり、新たな文化の創造につながります。

■ビジョンの基本方向のイメージ

いせのくに亀山・文化創造都市
～「伝統の文化」と「創造の文化」の調和・発展～

だれもが輝くクオリティ・オブ・ライフ

《文化振興の基本方針》

文化による
創造と交流のまち

個性を生かした
魅力あふれるまち

次世代を育み
継承するまち

文化力

市民力・地域力

文化政策

第3章 具現化に向けて

1. 文化振興のための施策

本ビジョンでは、文化振興の基本方針の具現化に向けて、具体的な施策の体系を次のとおりとします。

- (1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化
- (2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実
- (3) 歴史文化遺産の保存と活用
- (4) 伝統芸能の継承と活用
- (5) 文化的な景観の保全
- (6) 次世代を担う人づくり
- (7) 生活文化の充実
- (8) データベース化と情報発信
- (9) 文化と産業経済の融合

(1) 文化芸術の振興と市民文化活動の活性化

【現状と課題】

亀山市では、文化会館において、さまざまな鑑賞型・市民参加体験型の文化芸術事業を実施しています。また、「亀山薪能」を開催するなど、市民が優れた伝統芸能に触れる機会をつくっています。

また、市民の文化活動は、亀山市芸術文化協会をはじめ、その加盟団体などが文学、美術、音楽、舞踊、生活文化などの文化芸術活動を活発に行っています。

しかし、文化団体の中には会員の高齢化や、会員の確保が困難な団体があり、新たな会員確保による活動の継続など団体の育成が今後の課題です。

今後も、より多くの市民が文化芸術に触れることができるよう、多様な機会の提供に努めるとともに、市民の自主的な企画による展覧会や音楽会など日頃の活動の成果を発表できる機会を増やしていくことで、活動意欲を高め、さらなる創作活動へとつなげる必要があります。

一方、「亀山市生涯学習計画」に基づき、公民館講座における文化芸術講座や教室を開催するなど、多くの市民が文化芸術に親しむきっかけづくりを行っています。生涯学習が受講から創造、表現へと多様化する中で、文化芸術に関わる人材の確保と活用を図っていくことが必要です。

また、健康志向の高まりから、スポーツや簡単な運動に取り組む市民が増える中、亀山市においても、生活に潤いを与え、人と人との交流を生む「スポーツ文化」の浸透に取り組むことも必要です。

【今後の方向】

優れた文化芸術に触れ、実際に体験する機会や広報啓発活動を通じて、市民の文化意識を高めます。また、優れた文化芸術を鑑賞する機会や日頃の活動の成果を発表する機会の提供に努め、文化芸術活動への参加を促進していきます。

亀山市芸術文化協会との連携を強化するとともに、文化団体や文化ボランティアの育成と活動支援に努めます。また、文化芸術に優れた才能を持つ人材を育成するとともに、文化政策のコーディネート役として、文化芸術についての専門的な知識や技術を身に付けた人材を育成します。

生涯学習人材バンクの有効活用を図り、市民ニーズに応じた多様な文化芸術講座などを開催します。

また、各種スポーツ事業についても、人生を豊かにし、充実させるために、インターハイや三重とこわか国体など、全国規模の大会開催を契機として、文化の視点からとらえた「スポーツ文化」の浸透に努めます。

【施策の内容】

①文化芸術の振興

- 文化芸術事業に関する広報啓発活動の充実
- 文化芸術に関する講演会などの開催
- 文化芸術に関する講座、教室の充実
- 参加体験型の文化芸術事業の推進

②優れた文化芸術に触れる機会の提供

- さまざまな年齢層に配慮した、多様なジャンルの文化芸術事業の推進
- 文化芸術公演などにおける手話、字幕などの整備促進
- 学校や福祉施設などにおけるアウトリーチ活動[※]の推進
- 県や周辺市町の文化施設などとの連携による文化芸術鑑賞機会の提供

③文化芸術活動の成果を発表する機会の提供

- 市民文化祭などへの参加の推進
- 亀山市美術展などの充実

④文化団体、文化ボランティアなどの育成と活動支援

- 亀山市芸術文化協会との連携強化と活動への支援
- 市民の自主企画による展覧会や音楽会、文学などの発表活動への支援
- 継続して特色ある文化活動を行っている団体への支援
- 文化芸術事業の企画運営や市民の文化芸術活動をサポートする、文化ボランティアの育成と活用

⑤文化芸術を担う人材の育成

- 文化芸術活動に功績のあった人材を顕彰する制度の創設
- 文化芸術活動を支える人材の育成
- 芸術家に市内に滞在してもらい、創作活動の場を提供するアーティスト・イン・レジデンス[※]の検討
- 生涯学習人材バンク[※]の普及と活用

⑥スポーツ文化の浸透

- スポーツ文化に関する情報提供の充実
- 総合型地域スポーツクラブ[※]への支援
- スポーツ事業と文化事業のコラボレーション[※]の検討

(2) 文化交流の促進と知の拠点の整備充実

【現状と課題】

亀山市では、日本武尊の「白鳥伝説[※]」をモチーフにした創作ミュージカルを通して亀山の伝説を継承するとともに、子どもから高齢者まで参加することで世代間交流が進められています。

また、「日本武尊 白鳥伝説ゆかりの地、御陵のあるまち」という縁をもとにした、奈良県御所市と大阪府羽曳野市との3市交流や、かつて藩主の交代が行われた岡山県高梁市との交流、さらには、文化・観光振興を目的とした伊賀市と滋賀県甲賀市との「いこか連携」など、様々な文化交流活動が行われています。

多文化共生については、外国人住民と日本人住民との交流を円滑にするため、情報伝達手段である日本語の取得に向けて、ボランティア団体の運営により、日本語教室を開催しています。また、外国人住民を含めた市民間の相互理解を深めるため、外国人住民に必要な情報が提供できるよう通訳の配置やメール配信を進めています。さらに、市民活動団体によるイベント開催などにより、市民間の交流も進められています。

今後は、これらの活動を一層市民へ周知するとともに、活動への積極的な参加を図っていくことが必要です。

そして、市民が日頃、優れた文化芸術に触れ、自分たちの活動成果を発表する場である、文化会館、関文化交流センターや、市民の知的探究を支援する役割を担う図書館、歴史博物館などの施設があります。

文化施設については、地域における知の拠点[※]として、市民の立場に立った、使いやすい施設管理と適切な運営が求められます。また、既存の文化施設に限らず、市民が日常利用するさまざまな公共施設や空き家などを有効に活用し、まち全体に活動や発表の場を広げていくことが必要です。

【今後の方向】

世代間交流や地域間交流、多文化共生をはじめとした文化交流を積極的に進めることで、亀山の文化を広く市外へ発信するとともに、市民が亀山の文化を再発見し、新たな文化を創造するきっかけとしていきます。

文化会館をはじめとする市民の文化芸術活動の拠点機能の充実や、図書館をはじめとする市民の知的探求を支える施設の整備を行います。また、公共施設や空き家などを活用し、市民が身近に文化芸術と出会える場づくりを進めるとともに、文化会館を中心に、市内外の文化施設相互のネットワークづくりに努めます。

【施策の内容】

①世代間交流の促進

- 地域の伝統行事や学校行事などを活用した、文化を通じた世代間交流の促進
- 文化施設や公民館等における世代間交流を進める事業の推進

②地域間交流の促進

- 周辺市町及び関連市町との連携による、市民レベルの文化交流機会の充実
- 文化団体同士の交流機会の充実

③多文化共生の推進

- 外国人住民が日本語を習得できる機会の確保と、やさしい日本語によるコミュニケーションの普及
- 外国人住民に対する情報提供の充実と、まちづくりへの積極的な参加の促進

④知の拠点機能の整備充実

- 文化施設の計画的な整備とそれぞれのコンセプトに応じた機能の充実
- 文化施設におけるバリアフリー[※]化の推進
- 文化施設の事業運営への市民参画の促進

⑤身近な文化芸術活動の場の提供

- コミュニティセンターをはじめ公共施設の有効活用による、文化芸術活動の場の拡大
- 学校の空き教室の開放や空き家などの活用の検討
- 公共施設におけるアトリース[※]スペースの提供

⑥知の拠点のネットワーク[※]づくり

- 文化施設間における情報の共有化と事業連携の促進
- 県や近隣市町の文化施設との広域連携や機能分担の促進

(3) 歴史文化遺産の保存と活用

【現状と課題】

亀山市は、これまで関宿の重要伝統的建造物群保存地区[※]や旧亀山城多門櫓など、国、県、市が指定等した文化財をはじめとして、さまざまな歴史文化遺産の保護に取り組んできました。平成19年3月には、「『東海道歴史文化回廊』の創出に関する方針」を、平成20年3月には、「『東海道歴史文化回廊』保存・整備基本計画」を策定し、「『遺産』から『資産』へ～『遺す』から『活かす』への展開」をキャッチフレーズに、地域のまちづくりや景観形成につなげていくこととしました。

平成21年1月には、亀山市の「歴史的風致維持向上計画[※]」が「地域における歴史的風致[※]の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」の第1回認定を受けました。これにより、国の支援を受けながら、重点的に、歴史的な風情や情緒を生かしたまちづくりを進めることが可能になりました。

今後は、市民がこれらの貴重な歴史文化遺産の存在や価値に気づき、地域の資産として、人々の暮らしとともに守り生かしていくことが求められます。

【今後の方向】

地域の歴史文化遺産は、長い歴史と伝統の中で生まれ、守られてきた地域の財産であり、将来にわたって継承し、活用を図っていきます。そして、地域住民が歴史文化遺産の存在や価値に気づき、自らが日々の暮らしや地域での活動と関連づけながら、歴史文化遺産の保存と活用が図られるような環境を整えていきます。

【施策の内容】

①文化財などの適切な保存及び活用

- 文化財などの保存・継承に携わる専門職員の育成
- 文化財などの保存状況の定期的な点検の実施と、必要に応じて修復を行うなど保存の推進
- 歴史文化遺産保全活用推進員（ヘリテージマネジャー）※の育成

②歴史的なまちなみの保存

- 東海道関宿の重要伝統的建造物保存地区における適切な保存修理・修景の推進
- 亀山宿、坂下宿、坂本棚田など歴史的なまちなみ、文化的な景観の保存・整備の推進
- まちなみ保存につながる活動及びまちなみ内の歴史的施設を利用したイベントの支援

③歴史文化遺産への理解を深めるための事業の推進

- 歴史文化遺産の展示・公開、歴史文化遺産情報の発信
- 歴史文化遺産を活用した郷土学習の充実

④市民ぐるみによる歴史文化遺産を活用したまちづくりの推進

- 語り部、保存会、地区コミュニティなど地域住民が主体となって地域の歴史文化遺産を保存、活用する取り組みの促進と活動への支援
- デジタル市史※を活用し、地域と連携した博物館事業の推進

⑤歴史文化遺産から文化を発信する

- 歴史文化遺産を活用した『まちづくり観光※』の推進
- 歴史文化遺産を活用した文化イベントの開催

(4) 伝統芸能の継承と活用

【現状と課題】

亀山市には、県指定無形文化財の「亀山藩御流儀心形刀流武芸形」や、市指定無形民俗文化財の「正調鈴鹿馬子唄」「関の山車」「傘鉾」「獅子舞（市内3地区）」「かんこ踊り（市内8地区）」といった文化財があり、保存会や自治会の尽力により、それぞれ継承及び活用が図られています。

しかし、近年、ライフスタイル[※]の多様化などにより、地域に伝わる郷土芸能や伝統行事などの継承が困難な状況にあります。

地域の高齢者をはじめ、大人たちから、未来の担い手である子どもや若者たちへと、伝統文化を伝え受け継げるよう後継者育成の取り組みを充実することが必要です。

【今後の方向】

地域に伝わる郷土芸能や伝統行事について、地域の文化として再評価を行うとともに、積極的な情報提供や公開、体験機会を充実することにより、過去から受け継いできた伝統を大切にすることを培い、後継者の育成に努めます。また、これらについての映像や音声などによる記録化を進めます。

【施策の内容】

①伝統芸能の保存、継承

- 郷土芸能や伝統行事が有する文化的価値について、理解、普及を図るための情報提供の充実
- 映像や音声などによる郷土芸能や伝統行事の記録化
- 活動が消滅、衰退している郷土芸能や伝統行事の発掘と復興のための取り組みの促進

②伝統芸能の後継者の育成

- 郷土芸能や伝統行事についての文化芸術講座や実演会の開催など、市民が伝統文化に触れ、親しむ機会の充実
- 子どもや若者が地域の伝統文化を学ぶ機会の充実
- 地域の高齢者が子どもや若者に伝統文化を伝える仕組みづくりの推進

③伝統芸能の公開

- 市民文化祭のほか、国民文化祭、県民文化祭などの機会をとらえて、亀山市の伝統芸能を披露する公演の実施

(5) 文化的な景観の保全

【現状と課題】

亀山市は、平成22年6月に景観条例の制定を行い、同年10月に景観行政団体[※]に移行しました。今後、美しく魅力ある景観を保全、形成するために、市民、事業者、行政が一体となって総合的かつ計画的に景観づくりに取り組んでいくことが必要です。

また、里山公園や森林公園をはじめとする、身近な自然環境の保全や、河川敷や道路沿線の環境づくりなどの取り組みも行われています。

今後、このような活動を基盤として、環境と文化を結びつけた取り組みを促進していくことが必要です。

【今後の方向】

鈴鹿山系の山並みや鈴鹿川などの地域の景観を次世代に引き継ぎ、市民共有の財産として保全します。地域の環境をよりよくするための整備を、市民、事業者、行政の連携、協働で進めるとともに、地球環境にも配慮した活動を支えるための文化を育んでいきます。

【施策の内容】

①景観の保全、整備の推進

- 亀山市景観条例及び景観計画の効果的な運用による魅力ある景観の保全と形成
- 景観形成推進地区及び景観重点地区の指定と保全、整備の推進
- 亀山市の景観の大きな特徴となっている自然景観、歴史・文化景観のうち、主要な視対象について、眺望景観として発掘、保全の推進
- 景観計画の周知のための啓発や情報提供の充実
- 鈴鹿川源流域である誇りと責任を明らかにする条例の検討

②地域における環境意識を高める取り組みの推進

- 里山公園や森林公園などを環境学習の場として活用
- 協賛企業や地元住民の協働による、森林づくりのための実践活動の促進
- 学校における環境学習の充実

③地球環境に配慮した文化活動の推進

- 既存の組織を活用した、市民、事業者、行政のネットワークによる地球温暖化対策の推進
- 情報発信をはじめとする、環境保全の意識を高める取り組みの推進

(6) 次世代を担う人づくり

【現状と課題】

これからの新しい地域文化の創造を担う子どもたちが、小さい頃から文化芸術に数多く触れ、体験することで、豊かな情操や感性、創造力を育むことは、心豊かに人生を送る上で重要なことです。

亀山市では、小学校に隔年で芸術家を招き、子どもたちに本物の文化芸術に親しむ機会を提供しています。また、文化会館のアウトリーチ活動を活用し、専門家による小学校での合唱指導やダンス体験などを実施しているほか、文化会館に子どもたちが出向き、舞台芸術を鑑賞する取り組みを行っています。

今後も、多様な文化芸術の鑑賞や創作活動を通して、子どもたちが実際に感動や喜びを体験し、生涯にわたり文化芸術を愛好する心を育むことが重要であるとともに、子どもたちが自分の住む地域を再認識し、誇りと愛着を持って伝統文化を継承していくよう、郷土学習の充実が求められます。

【今後の方向】

学校教育の場において、優れた文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、創作活動の充実を図り、次世代を担う子どもたちの豊かな情操や感性、創造力を育む環境づくりに努めます。また、地域などとの連携を図り、子どもたちが身近な自然や歴史、伝統文化などに触れる機会の充実に努めます。

【施策の内容】

①学校における文化芸術鑑賞機会の充実

- 子どもたちが本物の文化芸術に直に触れることのできる機会の提供
- 学校と文化会館などとの連携によるアウトリーチ活動の拡充
- 地域で活動する芸術家や周辺の大学、高等学校などの協力による、優れた文化芸術を鑑賞する機会の充実

②創作・鑑賞活動の充実

- 学校における音楽や書写、図画工作、美術などの学習の充実
- 子どもたちが日頃の創作活動の成果を発表し、鑑賞し合う機会の提供

③郷土学習の充実

- 学校と歴史博物館、図書館などとの連携による郷土学習の充実
- 郷土の自然や歴史、産業、伝統文化などについて、生きた学習ができるように、ゲストティーチャー[※]や学習ボランティアの活用促進
- 展示やスクールミュージアム[※]による学校教育支援
- 地域の伝統工芸品や特産物などに身近に触れ、実際につくる体験ができる機会の提供
- 「亀山市民大学キラリ」の再構築

④家庭教育における文化芸術の振興

- 家庭教育講座や広報啓発活動などの充実
- 子どもの読書習慣の定着と親子の触れ合いを深める活動の推進

(7) 生活文化の充実

【現状と課題】

私たちの暮らしに根づいた華道や茶道、囲碁、将棋、園芸といった身近な文化は、生活に潤いをもたらすものとして、多くの市民に親しまれ、定着、発展してきました。また、生活の中で親から子へ語り継ぎ、受け継がれてきた民話や言い伝え、わらべうた、昔ながらの遊び、方言、食文化なども、地域の個性であり「らしさ」となっています。

しかし、近年、ライフスタイルや価値観の多様化、地域のつながりの希薄化などにより、地域固有の食文化や伝承文化の継承が困難な状況になりつつあります。

暮らしに根づいた文化を大切に守り伝える取り組みを進めるとともに、市民生活を豊かにする文化の創造、発展を図っていく必要があります。

一方、生活の質を決定する重要な要素として、近年、健康への関心が高まっており、亀山市では、平成22年7月に世界保健機関（WHO）が提唱する健康都市という考え方に基きまちづくりに取り組む「健康都市連合」に加盟し、その趣旨を踏まえ、健康をキーワードにしたまちづくりを進めています。誰もが、心身ともに健康で生きがいのある充実した生活を送れるよう、文化を生かした健康づくりの取り組みが必要となっています。

【今後の方向】

市民の生活や心にゆとりと潤いをもたらす生活文化の充実に努めます。特に、食文化や伝承文化については、伝統を大切にしつつ、時代に応じた新たな発展、創造を図るための環境づくりと市民の主体的な取り組みに対する支援に努めます。

また、文化政策と健康政策のコラボレーションを図ることにより、市民が心も体も健やかに幸福な状態で暮らし続けるための環境づくりと支援に努め、「まち」も「ひと」も健康で持続的に発展し続けられる健康都市を目指します。

【施策の内容】

①暮らしに根づいた文化の推進

- ワーク・ライフ・バランス推進週間などを活用し、親子の絆、地域の絆を深める機会の充実
- 学校の総合的な学習の時間などを活用し、子どもたちが生活文化に触れ、親しめる機会の充実
- 民話や言い伝え、わらべうた、方言などについて、冊子や音声などによる記録化の推進
- 生活の知恵や昔の遊び、まちの伝説や風習など暮らしの中で受け継がれてきた文化の紹介と支援

②食文化の継承、創造

- 地産地消の食文化を推進する取り組みの充実
- 保育所や学校において、旬の食材や行事食などを取り入れた「かめやまっ子」給食の実施
- 食文化の伝承及び創造に関する市民の主体的な活動の支援

③健康文化の推進

- 地域まちづくり協議会などでの健康づくり活動の促進
- 歴史探索などを取り入れたウォーキングの普及
- 健康増進や体力づくりのためのスポーツイベントや教室などの機会の充実

(8) データベース化と情報発信

【現状と課題】

亀山市の文化振興のためには、文化に関する情報を、市内外のさまざまな対象に発信していくことが重要です。また、市民が文化活動をより活発に行っていくためには、文化に関連する情報が市民同士や市民と行政の間で行き来し合い、共有される環境づくりが求められています。

亀山市における情報発信のツール*としては、「広報かめやま」や市ホームページ、ケーブルテレビなどがあります。また、デジタル市史を活用した地域の歴史文化に関する情報発信が広く行われています。

これら情報発信ツールの積極的な活用を図るとともに、今後は市民のニーズを反映させた情報通信ツールの活用方を検討することも必要です。

【今後の方向】

情報通信ネットワークを活用した行政と市民の相互交流による、亀山市の文化情報の発信機能の整備や、市民のニーズに対応した活動情報の受発信体制の充実に努めます。さらに、デジタル市史の積極的な活用を図るとともに、情報技術を活用した文化資産のデータベース化や保存に取り組みます。

【施策の内容】

①情報通信ネットワークを利用した文化情報の発信

- 文化情報の発信に地域住民の意見が反映できる環境づくりの推進
- ケーブルテレビなどを活用した文化情報の発信

②文化活動情報の共有体制の構築

- 市ホームページなどを通じた各文化施設におけるイベント案内や利用案内などの情報発信の充実
- 高齢者、障がい者などに分かりやすい文化情報の提供

③地域の文化資産のデータベース*化と活用

- 地域の文化資産を電子データ化した先駆的なデジタル市史の積極的な活用
- 地域に伝わる文化財や伝統芸能などの情報のデータベース化や、画像での保存、無形文化資産の映像による保存などの電子データ化の推進
- 地域の文化活動の紹介や文化人、文化資源など、地域の身近な情報のデータベース化と活用促進

(9) 文化と産業経済の融合

【現状と課題】

亀山市では、江戸時代に茶の生産が亀山藩によって奨励され、現在も「亀山茶」のブランドで展開しています。また、「ロウソク」は、世界でもトップクラスの品質を維持しています。さらに、「亀山・関テクノヒルズ」に液晶関連産業が進出し、日本の最先端産業の集積地が形成され、市内には、多くのものづくりの文化や人材が集まっています。反面、林業は、地域に根づいた産業として発展してきましたが、近年の木材価格の下落や外国産材の進出により、低迷している状況です。

今後、これら地域の産業文化、企業文化の集積を継承・発展・復興させることで、より新しい、より高度なものづくり文化が創造され、それが産業の振興につながる仕組みをつくることが課題となっています。

また、市内には、「関宿」をはじめ多くの歴史遺産、「関の山車」巡行などの伝統行事、「日本棚田百選」に選ばれた「坂本棚田」などの文化景観、「亀山茶」や「関宿の桶づくり」、老舗の風格を伝える「和菓子」などの伝統産業が大切に保存されており、これらは貴重な文化資産であるとともに、魅力ある観光資源です。

今後は、これら魅力ある観光資源を磨き、生かす、まちづくり観光を進めることで、暮らしの満足度を高めていくことが重要な課題です。

【今後の方向】

製品のデザインなど文化による創造性を生かし、付加価値の高い産業の振興を図ります。亀山市の特色を生かして、文化振興の施策とさまざまな地場産業とを結びつけることによる異業種複合の産業を起こすことによって、まちの活性化を図ります。

観光資源に磨きをかけ、地域の文化を継承することで、文化交流が深まり、暮らしの満足度を高める、まちづくり観光の推進を図ります。

【施策の内容】

①文化関連産業の育成

- 「ろうそく」「亀山茶」などのブランド力向上と情報発信の充実
- 地場産業から最先端産業まで多様なものづくり産業の集積促進
- 特産品のブランド化による産業の育成支援

②文化を生かした産業経済活動

- 地域産材の利用や森林関係団体などとの連携による「木造文化」の保存、普及
- 職人の技によって支えられてきた伝統工芸、食文化などの保存、育成
- 「企業メセナ[※]」など民間の支援活動の促進
- 商店街等を活用した展覧会などの開催支援

③まちづくり観光の推進

- 「まちづくり観光」推進のマネジメント
- JR 亀山駅を中心とした「鉄道のまち亀山」の発信と、それらの歴史や資産を生かしたまちづくりの推進

2. 文化のみえる化プロジェクト

文化振興の基本方針に基づき、「文化力で地域づくり」という考え方を踏まえ、本ビジョンで重視すべき施策を「文化のみえる化プロジェクト」とし、次の3つのプロジェクトに重点的に取り組みます。

◆プロジェクトの概要

プロジェクト名称	かめやま文化年プロジェクト	歴史的風致のまちづくりプロジェクト	未来に羽ばたく人づくりプロジェクト
文化振興の基本方針	文化による創造と交流のまち	個性を生かした魅力あふれるまち	次世代を育み継承するまち
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価値ある資源 ・ 人材や技術 ・ 市内外の人々 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史文化遺産 ・ 歴史的なまちなみ ・ 自然景観 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども ・ 市民 ・ 市民活動団体
プロジェクトの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国に発信できるような文化の祭典の開催 ・ 情報発信の拡充と文化交流の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史、環境の認識 ・ 文化財、伝統芸能などの保存継承 ・ 景観保全 ・ 資源の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化に触れる機会づくり ・ 文化活動の場づくり ・ 学校と文化施設の連携
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化力の向上 ・ 地域間交流の活性化 ・ 新たな文化の創造 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の魅力の創出 ・ 地域への誇りや愛着の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代を担う人材の育成 ・ 優れた人材の発掘

(1) かめやま文化年プロジェクト

現在、多様な主体が文化に関する行事・イベントを市内各所で開催しています。しかし、一般的にこの種の行事やイベント等は、一過性に終わる場合や通例化してしまう場合が懸念されます。

そこで、3年に一度を目途に、まちをあげて、さまざまな文化に関する取り組みを集中して開催する「かめやま文化年」に取り組みます。

本プロジェクトでは、市民や市民活動団体などが積極的に文化活動に関わる機会を創出することで、人と人とのつながりが深まり、満足感が得られるような、誰もが輝くクオリティ・オブ・ライフの高いまちを目指します。

プロジェクトのねらい

- ①一年間を通して、市民総ぐるみで文化に関わることにより、市民の文化力の向上につながります。
- ②地域の文化レベルを高め、個々の行事やイベントを連携させることによって、より効果的な活動の場が作られるとともに、地域間の交流が活発に行われます。また、より発信力の高い取り組みとなることで、亀山の文化を内外に広めることにつながります。
- ③まちをあげて取り組むことにより、文化団体間のコミュニケーションがより深まるとともに、市内の教育分野が産業分野、福祉分野、環境分野など、すべての団体が連携し合う、市民ネットワークの創出が期待できます。
- ④活動の発表機会を確保することで、若者をはじめとする新たな才能の発掘につながるとともに、異分野かつ多分野の人々の交流により、亀山から発信する新しい文化の創造が期待できます。

プロジェクトの主な取り組み内容

- ◆全国に発信できるような文化の祭典の開催

(2) 「歴史的風致のまちづくり」プロジェクト

亀山市において、街道、宿場、城下町、伝統行事などは、先人が残してくれたまちの大切な歴史資源であり、まちの強みです。また、森林、里山、河川、農地などの自然環境やまちの景観や佇まい、過去から受け継いだ地域資源も、貴重なまちの財産です。

本プロジェクトでは、亀山市が持つ歴史文化遺産や自然環境、景観などを生かしたまちづくりを推進し、誰もが、このまちに住んで良かったという気持ちが自然に生まれるような、クオリティ・オブ・ライフの高いまちをめざします。

プロジェクトのねらい

- ①地域独自の資源を生かしたまちづくりを進めることで、地域の個性が育ち、地域の魅力が創出されるとともに、そのことが、地域に住みたいと思いつけるための誇りや愛着を高めることにつながります。
- ②歴史文化遺産や自然環境、景観などが生かされたまちそのものが、亀山市を訪れる人々に対して、まちのイメージを発信し、亀山の文化をアピールする、「亀山市の顔」として機能します。
- ③自然や今あるものを大切にすることは、身のまわりの環境を意識した生き方を持続することとなり、ひいては、都市全体の環境を大事にするまちづくりにつながります。

プロジェクトの主な取り組み内容

- ◆「歴史的風致維持向上計画」の具体的な推進
- ◆東海道関宿の重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景の推進
- ◆文化的な景観の保全・整備の推進
- ◆デジタル市史の積極的な活用

(3)「未来に羽ばたく人づくり」プロジェクト

亀山市において、文化の視点を取り入れて持続・成長するまちづくりを進めるためには、一人ひとりがさまざまな文化に触れることで人間の感性や心の豊かさを育み、将来の担い手となる人材を育成していくことが必要です。

このためには、学校や家庭で、さらには地域の中で文化を高めることのできる環境をつくることが大切です。そして、顕彰制度など日々の活動を評価し、刺激し合うことで、新たな活気を生み出し、文化に関わる人材がさらに飛躍できるような仕組みづくりも重要です。

本プロジェクトでは、誰もが自己の能力を発揮でき、感性や創造性を高めることができるような環境をつくることで、クオリティ・オブ・ライフの高いまちをめざします。

プロジェクトのねらい

- ①子どもをはじめとした市民一人ひとりが、学校や家庭、地域の中で文化の視点を持つことによって、今後の文化活動を担う人材が育成されることが期待できます。
- ②将来の活躍が期待される優れた人材の発掘につながります。
- ③豊かな人間性と創造性を育み、将来の亀山を担う人づくりにつながります。

プロジェクトの主な取り組み内容

- ◆文化会館などを拠点としたアウトリーチ活動の拡充
- ◆参加体験型の文化芸術事業の推進
- ◆子どもたちが本物の文化芸術に直に触れることのできる機会の提供
- ◆学校と歴史博物館、図書館などとの連携による郷土学習の充実
- ◆「亀山市民大学キラリ」の再構築
- ◆デジタル市史を活用し、地域と連携した博物館事業の推進

第4章 ビジョン推進のために

1. 推進体制と進行管理

①推進体制

本ビジョンに基づく文化政策を総合的かつ計画的に推進するため、次の取り組みを行います。

□「亀山市文化振興条例（仮称）」の制定

文化政策を進めていく上での市の基本的な考え方を明示するとともに、文化活動に対する財政的な支援措置や、審議会等による市民の政策形成過程への参加などについての法的根拠となる「亀山市文化振興条例（仮称）」を制定します。

□「亀山市文化振興審議会（仮称）」の設置

文化の振興に関する重要事項について、調査、審議する「亀山市文化振興審議会（仮称）」を設置します。

②進行管理

市の総合計画との調整を図りながら、9項目の施策及びこれに関連する施策内容について評価し、進捗を管理します。

進捗の管理にあたっては、亀山市文化振興審議会（仮称）の意見やアンケート調査の結果を参考にするなど市民の意見を反映するように努めます。

卷末資料

(1) 亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会要綱

亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会要綱

(設置)

第1条 亀山市文化振興ビジョンを改定するに当たり、亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、亀山市文化振興ビジョンの改定に関し必要な事項について審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門知識を有する者
- (3) 文化関係団体の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、亀山市文化振興ビジョンの改定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年5月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会 委員名簿

	氏名	所属	備考
委員長	谷岡 経津子	四日市大学名誉教授	学識経験を有する者
	川戸 正則	亀山市文化会館 館長	専門知識を有する者
	高嶋 征二郎	亀山市芸術文化協会 会長	文化関係団体の代表者
	木島 里香	亀山市文化財保護審査会 委員	学識経験を有する者
副委員長	服部 裕	亀山市教育委員会 教育長	その他市長が必要と認める者

(3) 改定の経過

日程	内容
平成 29 年 7 月 31 日 (月)	第 1 回亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会 ・改定の要旨について ・骨子 (案) について
平成 29 年 12 月 4 日 (月)	第 2 回亀山市文化振興ビジョン改定検討委員会 ・改定案について
平成 30 年 2 月 13 日 (火) ～3 月 14 日 (水)	パブリックコメント (意見募集) の実施

(4) 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）の抜粋
(平成27年5月22日 閣議決定)

第1 社会を挙げての文化芸術振興

昨今、国内外の諸情勢は急速な変化を続け、文化芸術を取り巻く情勢にも大きな影響を与えている。こうした諸情勢の変化を踏まえて、社会を挙げての文化芸術振興が必要である。

1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応

【地方創生】

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。

文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口^{*}の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。2020年に向け、文化芸術を目的に訪日する外国人を大幅に増加させる。

【2020年東京大会】

2020年東京大会を文化の祭典としても成功させることにより、我が国の文化や魅力を世界に示すとともに、文化芸術を通じて世界に大きく貢献するまたとない機会であり、文化芸術の振興にとって大きなチャンスである。

ロンドン大会（2012年）の例では、大会の4年前である2008年から、英国のあらゆる地域で、音楽、演劇、ダンス、美術、映画、ファッション等の多角的な文化や魅力を紹介する文化プログラムが実施された。日本も、これらの例に学んで、2020年東京大会の開催効果を東京のみならず広く全国に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との連携の下、地域の文化を体験してもらうための取組を全国各地で実施する。

リオ大会（2016年）の終了後に、オリンピック・ムーブメントを国際的に高めるための取組を行い、文化プログラム実施に向けた機運の醸成を図る。

【東日本大震災】

大震災の被災地は、人口減少・高齢化・産業の空洞化など、今の日本が抱える課題が顕著である。一方、大震災を契機に文化芸術の果たす役割の重要性が改めて認識された。このため、従前の状態に復旧するのではなく、復興

を契機にこれらの課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」を創造することが期待されている。

2020年東京大会観戦を目的とした訪日外国人が、力強く復興している東北地方を訪問し、地域の文化芸術の魅力と一体となった復興の姿を体験してもらう機会を提供するなど、復興支援を進める。

また、「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）において、大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、人のつながりやコミュニティ機能の向上に資する地域の特性に応じた施策を推進するとされている点に留意する必要がある。

【グローバル化の進展】

グローバル化の進展に伴い、多くの人々が国境を越えて行き交い、国内外の文化人・芸術家等の相互交流が進む中で、文化芸術による対話や交流を通じて新たな価値を創出し、それを世界へ発信するとともに、国内外の文化的多様性や相互理解を促進していくことの重要性が一層高まっている。我が国の文化は、独自の継続性や柔軟な受容性等を包含する深みを持ち、世界に大きく貢献する力を有する資産である。互いの価値観やアイデンティティを尊重しながら、文化芸術を介しての国境を越えた人々の交流を推進することは、我が国が各国と連携していくに当たって大きな力となるものである。例えば、大学の徹底した国際化等により、グローバル化等に対応する人材の養成が行われているが、文化芸術分野においても、こうした取組を進める。

【情報通信技術の発展等】

インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものである。一方、新たな社会的課題を惹起(じゃつき)している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。こうした情報通信技術の利点や課題等を踏まえ、デジタルアーカイブ化の促進やデジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図る。

2 文化芸術振興の基本理念等

基本法第2条に掲げられた下記(1)の八つの基本理念にのっとり、また、下記(2)の意義を十分に踏まえ、文化芸術振興施策を総合的に策定し、実施する。その際、上記1に示す時代認識等の下、特に、下記(3)の基本的視点に立つこととする。

(1) 文化芸術振興の基本理念

【文化芸術活動を行う者の自主性の尊重】

文化芸術は人間の自由な発想による精神活動及びその現れであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。

【文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上】

文化芸術は、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであることを踏まえ、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力を十分に発揮されるよう考慮する。

【文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備】

文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、全国各地で様々な優れた文化芸術活動が行われるよう、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備を図る。

【我が国及び世界の文化芸術の発展】

優れた文化芸術は、国民に深い感動や喜びをもたらすとともに、世界各国の人々を触発するものであることを踏まえ、我が国において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成して文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資するよう考慮する。

【多様な文化芸術の保護及び発展】

人間の精神活動及びその現れである文化芸術は多様であり、こうした多様な文化芸術の共存が文化芸術の幅を広げ、その厚みを加えるものとなることを踏まえ、多様な文化芸術を保護し、その継承・発展を図る。

【各地域の特色ある文化芸術の発展】

各地域において人々の日常生活の中ではぐくまれてきた多様で特色ある文化芸術が我が国の文化芸術の基盤を形成していることに鑑み、地域の人々に

より主体的な活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある発展を図る。

【世界への発信】

我が国と諸外国の文化芸術の交流や海外の文化芸術への貢献が、我が国の文化芸術のみならず、世界の文化芸術の発展につながることに鑑み、広く世界へ発信されるよう、国際的な交流及び貢献の推進を図る。

【国民の意見の反映】

文化芸術の振興のためには、文化芸術活動を行う者その他広く国民の理解と参画を得ることが必要であることを踏まえ、文化政策の企画立案、実施、評価等に際しては、可能な限り広く国民の意見を把握し、それらが反映されるように十分配慮する。

(2) 文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

第一として、豊かな人間性を涵養(かんよう)し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものである。第二として、他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、共に生きる社会の基盤を形成するものであると言える。第三として、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであると言える。第四として、科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであると言える。第五として、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであると言える。

このような文化芸術は、国民全体の社会的財産であり、創造的な経済活動の源泉でもあり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指すべきである。

(3) 基本的視点

【人的資源の源泉】

もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり，ハードの整備からソフトへの支援に重点を移すとともに，国民生活の質的向上を追求するためにも，人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

【公共財・社会包摂の機能・公的支援の必要性】

文化芸術は，成熟社会における成長の源泉，国家への威信付与，地域への愛着の深化，周辺ビジネスへの波及効果，将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益（外部性）を有する公共財である。

また，文化芸術は，子供・若者や，高齢者，障害者，在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有している。

このような認識の下，従来，社会的費用として捉える向きもあつた文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し，社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。

文化芸術は，その性質上，市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し，多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。

このため，厳しい財政事情にも照らして支援の重点化等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

【国際的な文化交流の必要性】

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術の積極的な海外発信や，文化芸術各分野における国際的な交流の推進は，我が国の文化芸術水準の向上を図るとともに，我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献するものであり，中国，韓国，ASEANといった東アジア地域等の日本と緊密な関係を有する国との間では，友好関係の深化にもつながるものである。このことを踏まえ，引き続き戦略的な施策の展開を図る必要がある。また，グローバル化が急速に進展する中，国際文化交流を推進するに当たっては，我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに，国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

【社会への波及効果】

文化芸術は，もとより広く社会への波及力を有しており，教育，福祉，まちづくり，観光・産業等幅広い分野との関連性を念頭において，それら周辺領域への波及効果を視野に入れた施策の展開が必要である。また，新たな成

長分野としての観点や世界における我が国の文化的存在感を高める観点も踏まえ、官民連携によるオールジャパン体制で進められているクールジャパンの取組等については、これまでに実施してきた施策の成果を基礎として、文化芸術等の「日本の魅力」をより戦略的・効果的に発信する必要がある。

【多様な主体による活動】

文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならない。その上で、活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

また、文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、NPO・NGOを含む民間団体、企業、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

【地方公共団体における文化施策の展開】

地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。

【政策評価の必要性】

文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。

(5) 用語の解説

ア行

アーティスト・イン・レジデンス

公的機関などが各種の美術・芸術制作を行う人物を一定期間ある土地に招聘し、創作活動の場を提供する事業。

アートリース

より多くの市民が身近に美術に親しむ機会を提供するため、美術館等が所蔵する美術作品を一定期間貸し出すこと。

アイデンティティ

ある人（もの）が他の人（もの）と異なって持っている独自性。個性。

アウトリーチ活動

芸術家や文化施設などが、芸術文化に触れる機会の少ない人に対し、その生活の場などへ出向き、文化芸術に触れる機会を提供すること。

カ行

亀山・関テクノヒルズ

既存の工業団地「名阪亀山・関工業団地」に隣接する民間産業団地。高速道路からのアクセスの良さをはじめ、民間ならではのオーダーメイド方式による宅盤形成などが特徴。三重県「クリスタルバレー構想」の拠点地区として液晶関連企業的一大集積地となっている。

企業メセナ

企業が、主として資金を提供して文化芸術活動、教育、環境、福祉を支援する社会貢献活動のこと。

景観行政団体

景観法により定義される景観行政を司る行政機構。都道府県、指定都市など、又は都道府県知事と協議して景観行政を実施する市町村を指す。

ゲストティーチャー

学校教育において、地域の住民や専門家など教員以外の者が文化や専門知識などを教えること。

交流人口

その地域を訪れる（交流する）人のこと。その地域に住んでいる人、つまり「定住人口」（または居住者・居住人口）に対する概念

コラボレーション

異なる分野の人や団体によって行われる協力・連携・共同作業やその成果のこと。

サ行

重要伝統的建造物群保存地区

市町村が条例などにより決定した「伝統的建造物群保存地区」のうち、特に価値が高いものとして国（文部科学大臣）が選定したもの。関宿は、昭和59年に、東海道の往時の面影を唯一残す歴史的まちなみとして 選定された。

生涯学習人材バンク

文化芸術からスポーツ・レクリエーション、医療、福祉、健康、子育てに至るまで多岐にわたる生涯学習関連の地域の人材や活動団体を登録し、学校や地域などでの学習機会に人材を活用する事業

白鳥伝説

日本武尊（ヤマトタケルノミコト）が没した後、白鳥に姿を変え大和に向かって飛び立ち、ついには天へ向かって飛び去ったという日本書紀に記された伝説。

スクールミュージアム

学校の空きスペースなどを利用し、文化芸術作品などの展示を行う取り組み。

総合型地域スポーツクラブ

だれもが身近な地域で、それぞれの志向・レベルに応じて参加できる、地域住民が自主的・主体的に運営するスポーツクラブのこと。

タ行

知の拠点

文化に関する人やモノ、情報等が集積し、市民の知的探求や文化芸術活動を支援する役割を担う施設を、本ビジョンでは「知の拠点」と位置づけている。

ツール

手段。道具。用具。

データベース

特定のテーマに沿った情報や資料を集めて管理し、容易に検索・抽出などができるようにしたもの。

デジタル市史

資料・叙述・年表・写真を主軸としたデジタルデータで構成し、さまざまなニーズとメディアに対応できるかたちで作った市史。亀山市では、平成 23 年 3 月に完成し、公開した。

ナ行

ネットワーク

組織や体制の構成要素が網の目状に相互に関連し合う仕組み

ハ行

バリアフリー

高齢者や障がい者だけでなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去すること。

マ行

まちづくり観光

地域と住民が主体となって地域資源、定住環境、来訪者満足度が調和する総合的なまちづくりとしての取り組みの結果、観光振興につながっていくという考え方のことで、「地域の宝物」を再発見・再認識することで、他の地域とは違う自己のまちの固有価値に対して誇りを持ち、新たな地域文化の内発的な創造や人材育成の原動力になっていくことを目的としている。

ラ行

ライフスタイル

生活の様式のこと。

歴史的風致

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。

歴史的風致維持向上計画

「亀山市歴史的風致維持向上計画」（平成 20 年 12 月 3 日策定）は、金沢市（石川県）、高山市（岐阜県）、萩市（山口県）、彦根市（滋賀県）とともに、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：「歴史まちづくり法」）に基づく第 1 回認定を受けた。この中で、亀山市の歴史的風致の維持・向上を図るため、重点的かつ一体的に施策を推進する重点区域を、亀山市関宿伝統的建造物群保存地区を中心とした、亀山宿・亀山城周辺地域、坂下宿を含む、東海道沿道約 19.5 キロメートル、面積約 500 ヘクタールとしている。

歴史文化遺産保全活用推進員（ヘリテージマネジャー）

歴史文化遺産を生かしたまちづくりを推進するため、歴史文化遺産を発見、再生し、地域活性化に参画する専門知識を有する人のこと。

ワ行

ワーク・ライフ・バランス

ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、だれもが働きやすいしくみをつくること。2007（平成 19）年 12 月には、働き方の改革を促す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と、具体的な数値目標を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定された。

亀山市文化振興ビジョン（改定版）

平成 30 年 3 月

発行：三重県亀山市

編集：亀山市市民文化部文化振興局文化スポーツ室

〒519-0195 三重県亀山市本丸町 577 番地

TEL 0595-84-5079 FAX 0595-82-9955

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp/>